

くらし・手続き

マイナ保険証を使ってみませんか

マイナンバーカードを保険証として利用すると、次のようなメリットがあります。

- 過去の診療・薬剤情報などに基づいたより良い医療が受けられる
- 高額な医療費が発生した場合でも、書類での事前申請や高額な立替払が不要になる
- 救急現場で、救急搬送中の適切な応急措置や病院の選定に活用される

マイナンバーカードにはプライバシー性の高い情報は入っていないため、マイナンバー(12桁の番号)を知らただけでは悪用の心配はありません。医療機関への医療情報の提供についても、ご本人様の同意が必要となっています。

便利で安全なマイナ保険証への切り替えを、ぜひご検討ください。

マイナ保険証への切替方法について→



問合せ マイナンバー総合フリーダイヤル
☎0120-95-0178

児童手当 現況届について

現況届の提出が必要となる受給者に現況届を送付しています。6月30日(火)までにご提出ください。現況届または添付書類の提出がない場合は児童手当が受給できなくなります。提出がないまま2年経過すると時効となり受給権がなくなりますのでご注意ください。

問合せ 保健福祉課(子育て支援)
5階52番窓口 ☎06-6659-9824

区役所で小中学校の教科書(見本)を展示します

保護者や市民の方に教科書に対する関心を持ち、理解を深めていただくため、小中学校で使用されている教科書(見本)を展示します。この機会にぜひご覧ください。※教科書は閲覧のみで貸し出しはできません。

とき 6月12日(金)～7月10日(金)
閉庁日を除く 9:00～17:30

ところ 区役所 5階52番窓口 待合スペース

- 問合せ**
- 教科書採択に関すること
教育委員会事務局指導部初等・中学校教育担当
☎06-6208-9186
 - 教科書の展示場所に関すること
保健福祉課(子育て支援)
5階52番窓口 ☎06-6659-9824

令和8年度 国民健康保険料の決定について

令和8年度国民健康保険料の決定通知書を、6月中旬に送付します。6月末までに届かない場合はご連絡ください。なお、前年中所得が一定基準以下の世帯や、災害、退職や廃業等による所得の減少等で保険料を納めるのに困りの方は、保険料の軽減・減免ができる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

	令和8年度国民健康保険料(年額)			
	医療分保険料	後期高齢者支援金分保険料	介護分保険料※1	子ども・子育て支援金分保険料※2
平等割保険料(世帯あたり)	33,908円	10,845円		
均等割保険料(被保険者あたり)	被保険者数×34,990円	被保険者数×11,191円	介護保険第2号被保険者数×18,682円	被保険者数×1,841円
所得割保険料	被保険者(介護分保険料は介護保険第2号被保険者)ごとに令和7年中総所得金額等-43万円			
	×9.50%	×3.06%	×2.60%	×0.28%
最高限度額	66万円	26万円	17万円	3万円

6月は「就職差別撤廃月間」です

しない させない 就職差別

就職の面接で、本人や家族の出身地・職業、思想・信条などを質問することは、本人に責任のない事項や本来自由であるべき事項で応募者を判断することになり、就職差別につながるおそれがあります。



大阪府では、6月を「就職差別撤廃月間」と定め、啓発事業に取り組んでいます。就職の機会均等を保障することの大切さについて皆様のご理解をお願いいたします。

相談対応

大阪府および大阪労働局(ハローワーク)において、公正採用選考に関する相談を実施します。

相談窓口はこちら→



問合せ 大阪府商工労働部雇用推進室
☎06-6210-9518
(月間中(閉庁日を除く)9:30～17:30)

国民健康保険料の納付は口座振替(自動払込)が大変便利で安心です

お申し込みは口座振替を希望される金融機関(大阪市公金収納取扱店)、区役所窓口、大阪市ホームページで受け付けています。

問合せ 窓口サービス課(保険年金 管理)
6階62番窓口
☎06-6659-9946



後期高齢者医療保険料決定通知書の点字対応について(希望者のみ)

視覚障がいのある被保険者の方(希望者)に、後期高齢者医療保険料決定通知書に記載の保険料年額や月額等の主な内容を点字文書にして同封します。

ご希望の方は、電話または窓口でお申し込みください。

申込時にお聞きする事項

・住所 ・氏名 ・生年月日

一度お申し込みいただければ、毎年のお申し込みは不要です。

なお、転居等により居住区の変更があった場合は、再度お申し込みいただく必要があります。

問合せ 窓口サービス課(保険年金 保険)
6階61番窓口
☎06-6659-9956



- ※1 被保険者の中に40～64歳の方(介護保険第2号被保険者)がいる世帯にのみかかります。
- ※2 18歳未満の被保険者については均等割が10割軽減となります。

なお、被保険者間の負担の公平性の観点から、「府内統一保険料率」としており、大阪府内の市町村にお住まいで「同じ所得、同じ世帯構成」であれば「同じ保険料額」となっています。

窓口混雑緩和にご協力ください

決定通知書が届いてからは、窓口が大変混みあい、お待ちいただく時間も長くなることが予想されます。6月1日(月)からは、決定通知書が届いていなくても、お問い合わせやご相談ができますので、お気軽にご利用ください。

問合せ

- 決定通知書・軽減に関すること
窓口サービス課(保険年金 保険)
6階61番窓口 ☎06-6659-9956
- 納付の相談・減免に関すること
窓口サービス課(保険年金 管理)
6階62番窓口 ☎06-6659-9946



出産される方の産前産後期間の国民健康保険料および国民年金保険料を軽減・免除します

出産予定日または出産日の属する月の前月から4か月(多胎妊娠の場合は3か月前から6か月)分の保険料が軽減・免除されます。

対象 大阪市国民健康保険または国民年金第1号の被保険者で、妊娠85日以上の出産をされた方(死産、流産、人工妊娠中絶を含む)、または出産する予定の方

届出方法 出産予定日(出産日)等を確認できる書類(母子健康手帳等)をご用意のうえ、問合せ先まで提出してください。

※届出は出産予定日の6か月前から可能です。

国民健康
保険料の
軽減について



国民年金
保険料の
免除について



問合せ 窓口サービス課(保険年金 保険)
6階61番窓口
☎06-6659-9956

介護用品給付券を交付します

在宅で高齢者を介護するご家族の負担軽減のため、紙おむつなどの介護用品と引き換えることができる給付券を交付します。

対象

次のいずれかの要件に該当する高齢者を在宅で介護している方。

- 介護保険の要介護4または5の方
 - 介護保険の要介護3で一定の条件を満たす方
- ※高齢者・介護者ともに市内在住の市民税非課税世帯に限ります。

申請 介護保険被保険者証をお持ちのうえ、問合せ先まで申請してください。また、受給中の方には6月に継続申請の案内を送付しますので、期限内に提出してください。

問合せ 保健福祉課(介護保険)
5階51番窓口 ☎06-6659-9859

介護保険利用者負担限度額認定証等を更新します

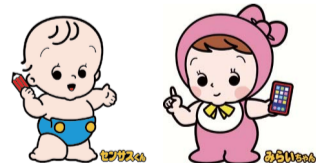
介護保険を利用して、介護保険施設などへの入所や短期入所をした場合の食費・居住費の負担軽減の認定証および社会福祉法人などによる利用者負担軽減の確認証の有効期限は7月31日(金)です。更新を希望される方は、6月30日(火)までに申請を行ってください。

申請 詳しくは、5月下旬にお送りしているお知らせをご覧ください。ご不明な点があればお問い合わせください。

問合せ 保健福祉課(介護保険)
5階51番窓口 ☎06-6659-9859

「令和8年経済センサスー活動調査」の回答期限は6月8日(月)まで

6月1日現在で「令和8年経済センサスー活動調査」を全国一斉に実施しています。



この調査は、法律で回答が義務付けられています。

インターネット回答なら24時間いつでも可能です。安全で便利なインターネット回答をぜひご利用ください。

詳しくはこちら→

対象 事業所・企業
回答方法 インターネット、郵送、調査員による回収
問合せ 総務課(統計)
7階72番窓口 ☎06-6659-9977

